

ほうじん 鳥栖

2016
第87号
9/15



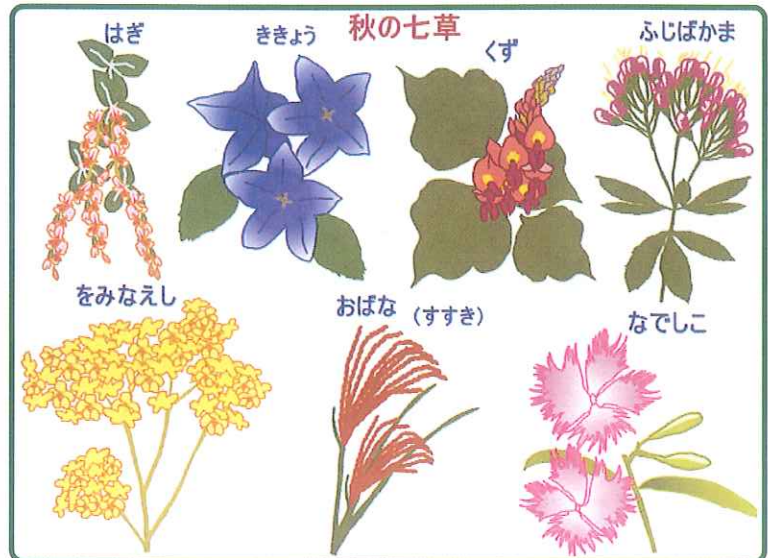
発行所
公益社団法人
鳥栖法人会

鳥栖市元町 1380-5
tel 0942-82-5400
fax 0942-84-0143

鳥栖法人会のホームページが新しくなりました♪

URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/tosu/>

E-mail tosu-ho@kurume.ktarn.or.jp



秋の野に 咲きたる花を 指折り(およびをり)
かき数ふれば七種(ななくさ)の花
萩の花 尾花 葛花 なでしこの花
姫部志(をみなえし)また藤袴 朝貌の花

秋の七草は、山上憶良が万葉集の中で詠んだこの2首が由来とされている。

秋の七草は、春の七草と違い、秋の野の花が咲き乱れる野原=花野(はなの)を散策して短歌や俳句を詠むことが古来より行われていた。秋の七草はそれを摘んだり食べたりするものではなく勸奨するためであり、だから「秋の七草がゆ」というものはないのです。

お盆が過ぎても猛暑日が続いた今年の夏。ようやく秋の気配も感じられるようになりました。

桔梗やすすき、女郎花(おみなえし)が咲き、鈴虫はじめ虫たちの涼やかな音色も聞ける秋。

ちょっと外に出て自然を感じて、一句詠んでみませんか。

因みに

春の七草は「せり なずな ごぎょう はこべら ほとけのざ すずな すずしろ」

夏の七草は「あかぎ いのこづち ひゆ すべりひゆ しろつめくさ ひめじょおん つゆくさ」

昔の七草は「稲 粟 きび ひえ ごま あずき みの」 だそうです。

◆秋の七草.....01	◆会員増強・福利厚生制度推進.....07
◆第4回定時総会.....02	◆表彰 全国大会.....08
◆新署長着任挨拶 税務署人事異動.....03	◆税務署便り.....09
◆義援金を支払った場合の税法上の取扱いは?.....04	◆福利厚生制度.....10
◆平成28年度税制改正概要.....05	◆自主点検チェックシート 雑学.....11
◆社会貢献活動.....06	◆研修等予告 新会員紹介.....12

公益社団法人鳥栖法人会 第4回 定時総会

インターネットセミナー利用増加 自主点検チェックシート無料配布 環境保全を目的に社会貢献活動を全支部で実施

公益社団法人鳥栖法人会の第4回定時総会を正会員772名中345名（委任状含む）の出席と来賓に田中耕一鳥栖税務署長 大塚武司佐賀県税事務所長ほかのご臨席を得て5月25日、鳥栖市内のホテルで開催。

平成27年度決算及び事業報告、平成28年度事業計画及び予算を原案通り承認。

（詳細はホームページに掲載。）

平成27年度貸借対照表 単位：円

科目	26年度	27年度	増減
流動資産	5,111,062	5,994,597	883,535
固定資産	12,824,519	12,349,319	△475,200
資産合計	17,935,581	18,343,916	408,335
流動負債	113,131	116,877	3,746
固定負債	0	0	0
負債合計	113,131	116,877	3,746
正味財産合計	17,935,581	18,343,916	408,335

平成27年度の実施した主な事業

- 小学生高学年を対象とした租税教室の開催…鳥栖市立田代小学校とみやき町立三根東小学校の70名の6年生が受講
- タックス・フェア（税金展）の開催…11月14日入場者500名
- 社会貢献活動と環境保全活動…管内8支部の行事に参加、水切りネット、クイズだぜい 6,800個配布
- 税制改正提言活動…鳥栖市長・議長 神埼市長・議長へ提言内容説明
- 実務研修会の開催…接客セミナー
- 会員増強事業…入会9社退会13社で4社減の794社
- 会員交流事業…会員交流会74名
ゴルフ大会 93名 支部交流会2支部37名
部会交流会2回40名が参加
- 福利厚生事業の推進…大型保障制度の加入推進 350社 加入率44.1%
ビジネスガード がん保険等の加入推進
- 会務運営
マイナンバー制度の施行に当たり個人番号及び特定個人情報取扱規程と就業規則の一部改正、支部運営規程及び部会運駅規程の一部改正を行い、

会務の公正性を保った。

また、永年の功労者の皆様を表彰するとともに会員交流懇親会も開催しました。



木下武文会長 開会のあいさつ

平成28年度の主な事業計画

本年度も「税知識の普及」「納税意識の高揚」「税制改正提言」「地域企業の発展」「地域社会への貢献」等を継続して次のとおり実施します。

- 「自主点検チェックシート」の無料配布。
- 「会員企業視察見学会」の開催（年間2社）。
- 「インターネットセミナー（無料）」の開設。
- 決算事務説明会の開催（年4回）
- 税務署長研修会（12月7日）
- 公開経営講演会の開催
- 830会員を目指した「会員増強運動」
- 会員親睦ゴルフ大会等の会員交流事業
- 環境保全と税知識の普及を目的に社会貢献活動の実施
- 福利厚生制度の普及推進等に力を入れて取り組みます。



総会に先立ち東海大学教授金慶珠氏を講師に「日本が誤解される理由～韓国から見た日本人が知らない日本～」と題して公開講演会を開催。講演には会員はじめ一般市民の方併せて87名が熱心に受講。



着任のごあいさつ

鳥栖税務署長
高橋 佳代子

本年7月の定期人事異動で、福岡国税局調査査察部調査第一部門統括官から鳥栖税務署長として着任しました高橋でございます。

公益社団法人鳥栖法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、鳥栖税務署の勤務は初めてでございますが、当地は吉野ヶ里遺跡をはじめとする歴史的文化遺産に恵まれる一方、鉄道や国道、高速自動車道の分岐点としての地理的優位性を背景に多くの企業、工場が進出するほか、その交通の利便性からベッタウンとしての機能も併せ持つなど、まさに文化、経済、交通の中心として多様な発展が期待される地域であります。

このような魅力溢れる地域を管轄する税務署に勤務できますことを、大変うれしく思っております。

さて、鳥栖法人会におかれましては、各種研修会や講演会などを通して税知識の普及や納税意識の向上を図るほか、地域のための社会貢献活動などにも熱心に取り組まれ、様々な公益活動を通じて地域に根

ざした活動を積極的に取り組まれております。

これもひとえに、木下会長はじめ、役員並びに会員の皆様方のご理解とご協力のたまものであると、心から深く敬意を表する次第であります。

ところで、法人会では平成26年4月から「自主点検チェックシート」を活用した「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」を開始されました。

この取組は、国税庁の使命である「納税者の方の自発的な納税義務の履行を実現する」ために、極めて有意義な取り組みと考えており、平成27年4月に国税庁の後援事業として後押しさせていただいております。

私どもといたしましては、この活動の普及・拡大も含めまして法人会の活動が一層充実したものとなりますよう、今後とも皆様との連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人鳥栖法人会の今後のますますのご発展と会員企業の更なるご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



鳥栖税務署職員紹介

(平成28年7月10日)

役職名	氏名	前任役職名
署長	高橋佳代子	国税局 調査査察部 調査第一部門 統括官
総務課長	八波 研	伊万里税務署 総務課長
総務係長	久野 瞳	鳥栖税務署 法人課税部門 調査官
管理運営・徴収部門 統括官	小代 浩行	西福岡税務署 個人課税第六部門 統括官
個人課税第一部門 統括官	中村 浩二	国税局 調査査察部 査察第二部門 主査
個人課税第一部門 総括上席	山口 国博	(留任)
個人課税第二部門 統括官	平河 正則	香椎税務署 個人課税第六部門 統括官
法人課税部門 統括官	深見 英明	(留任)
法人課税部門 上席官	一ノ瀬正弘	甘木税務署 法人課税部門 上席官

義援金を支払った場合の法人税法上の取扱いは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 互井 敏勝

リサ 当社では、熊本地震により被害を受けられた方を支援するため、熊本県や大分県などに義援金を支払うことを予定しています。ところで、義援金を支払った場合、法人税法上、どのように取り扱われるのでしょうか。

サキ先生 法人税法においては、法人が支出した義援金や寄附金のうち、国等に対する寄附金を除き、一定額を超える部分の金額は、所得の金額の計算上損金の額に算入されません。

リサ 寄附をする先によって取扱いが異なるのですね。支払った義援金の全額が損金になるのは具体的にはどのような場合ですか。

サキ先生 熊本県や大分県に義援金を支払った場合や、熊本県下・大分県下の災害対策本部に対して義援金を支払った場合、日本赤十字社の「平成28年熊本地震災害義援金」口座に対して義援金を支払った場合にも、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

ただし、日本赤十字社に対して支払った義援金であっても、例えば、日本赤十字社の事業資金として使用されるなど、最終的に地方公共団体に拠出されるものでないもの（財務大臣が指定する寄附金に該当しないものに限り）については、特定公益増進法人に対する寄附金に該当し、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入されます。

リサ 被災地域の救援活動や被災者への救護活動を行っているNPO法人に対して、義援金を支払った場合はどうなりますか。

サキ先生 NPO法人が認定NPO法人等であり、支払った義援金はその認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連するものであるときには、特定公益増進法人に対する寄附金に含めて特別損金算入限度額を計算し、その範囲内で損金の額に算入されます。

リサ 寄附金を未払金として経理処理した場合はどうなりますか。

サキ先生 寄附金については、税務上、実際に支出したものを対象としています。したがって、未払経理したものは寄附金とは認識しないため所得金額に加算することになり、会計上の寄附金の額と税務上の寄附金の額は異なることに注意してください。

リサ 地震で被災された取引先に対して、お見舞金を支払った場合はどうなりますか。

サキ先生 法人が、被災前の取引関係の維持、回復を目的として災害発生後相当の期間内にその取引先に対して行った災害見舞金の支出は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。

リサ 申告に当たり何か書類は必要ですか。

サキ先生 寄附したことを証する書類の保存が必要です。例えば、熊本県下や大分県下の災害対策本部が発行する受領証、募金団体の預り証、郵便振替で支払った場合の半券（受領証）（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限り）、銀行振込みで支払った場合の振込票の控え（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限り）などです。

☆＝筆者紹介＝＝☆

互井敏勝（たがい・としかつ）

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著「税制改正経過一覽ハンドブック」（共著、大蔵財務協会）など。

平成28年度 税制改正のあらまし

法人実効税率20%台へ（29.97%） 交際費課税の特例の2年間延長 企業版ふるさと納税制度の創設

平成28年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律案」「地方税法等の一部を改正する等の法律案」が先の通常国会で成立し、公布・施行されました。

まず、法人税関係では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、租税特別措置の縮減等のほか、建物付属設備についての償却制度の定額法への一本化などによる財源確保を図る一方、国・地方を通じた法人実効税率は20%台に引き下げられることになりました。また、消費税については、税率の引上げに伴い、飲食料品、新聞等に対する軽減税率制度が導入されます（実際は2年半延期）。その中で、複数税率制度の下において適正な課税を実現する観点から、将来的にはインボイス制度（適格請求書等保存方式）も導入されます。その他、所得税関係では、「住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設」「スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設」「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設」などが講じられました。

1. 法人税率の引き下げ

	現 行	改 正 案	
		平成28年度	平成29年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割 ※28年度までは地方法人特別税を含む ※年800万円超所得分の標準税率	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%

2. 欠損金の繰越控除制度等の見直し

		現 行	平成28年度	平成29年度	平成30年度
控除限度割合	改正前	65%	65%	50%	50%
	改正後	—	60%	55%	50%
繰越期間	改正前	9年	9年	10年	10年
	改正後	—	9年	9年	10年

3. 企業版ふるさと納税制度

地方公共団体への寄附について、約3割の負担が軽減される現行の損金算入措置に加え

①法人事業税で寄附金額の10%（上限：税額の20% ただし、29年度以降は15%）

②法人住民税で寄附金額の20%（同20%）

③法人税（同5%）では②で控除しきれなかった金額と寄附金額の10%のうちいずれか少ない金額が税額控除対象：地方公共団体が行う地方創生を推進するうえで効果の高い一定の事業（国が認定）に対して企業が行った寄附。ただし、三大都市圏にある交付税不交付団体などへの寄附は対象外

4. 中小法人の交際費課税の特例の延長

中小法人の交際費課税の特例（定額控除限度額800万円までの損金算入可）が平成30年3月31日までに開始する事業年度まで延長。

その他、地方税の外形標準課税の拡大や、所得税の空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設等については、事務局に「平成28年度税制改正のあらまし」を準備しておりますので、ご希望の方はご連絡ください。

（電話 0942-82-5400）

正しい納税と環境への思いを込めて

クイズだぜい！と水切りネットを配布

今年も地域の元気と税知識の普及、納税意識の高揚、身近にできる環境保全を目的に、社会貢献活動を例年になく異常な暑さの中で実施しました。

各地域では、「まちの元気と環境への思いやり」と書いた横断幕を先頭に役員・委員・青年部会・女性部会・支部役員及び大同生命保険の皆さんで参加。沿道や会場の皆さんに税の教育教材「クイズだぜい！」と台所で簡単に使える「水切りネット」を配布。税金の大切さと身近にできる環境保全を呼びかけました。

基山支部 「第29回きのくに祭り」



7月23日（土）「きのくに祭り」がJR基山駅前通りの歩行者天国で、パレード、綱引き、町民総踊りなどがにぎやかに開催される中、高橋佳代子鳥栖税務署長や鳥飼善治支部長はじめ28名で参加しました。（400個配布）

中原支部 「中原校区の盆踊り 風まつり」



8月6日（土）風の館や体育館前の広場で、中学生の吹奏楽演奏や小学生のフラダンス、盆踊りなどが賑やかに開催される中、中村忠昭支部長はじめ10名で参加しました。（400個配布）

神埼支部 「第22回長崎街道かんざき宿場祭り」



7月23日（土）旧長崎街道神埼宿で開催されたかんざき宿場祭り。パレード、ステージイベント、総踊りなどで賑わう中、岡村良浩副支部長はじめ18名で参加しました。（1,000個配布）

神埼支部千代田地区 「第7回城原川ハンギーまつり」



8月6日（土）城原川河畔で、日中はハンギー競争、夕刻からはステージイベント、総踊り、花火打ち上げなどで賑わう中、永原則昭支部長はじめ11名で参加しました。（400個配布）

鳥栖支部 「第43回まつり鳥栖2016」



7月31日（日）鳥栖市のメインストリートの歩行者天国で開催され、パレード、市民総踊りなどで賑わう中、高橋佳代子鳥栖税務署長や大島弘三支部長はじめ25名で参加しました。（1,000個配布）

神埼支部脊振地区 「第19回脊振町わんぱく祭り」



8月21日（日）高取山公園で開催され、やまめのつかみ取りやオカリナ演奏、盆踊り、花火打ち上げで賑わう中、永原則昭支部長はじめ14名で参加しました。（400個配布）

まだまだ続く社会貢献活動。

- 9月11日（日） 三根支部 「江見沖神事伝統文化祭ふれあい祭り」 ……江見八幡神社境内
- 10月 8日（土） 北茂安支部 「茂安公時代まつり」 ……白石神社境内
- 10月 9日（日） 吉野ヶ里支部 「吉野ヶ里町民体育大会」 ……吉野ヶ里町多目的広場
- 11月12日（土） 法人会 「第9回タックス・フェア（税金展）」 ……プレスポ鳥栖1階

税知識の向上を図る鳥栖法人会

830 社会員を目指して

10月～12月 会員増強運動実施

未加入企業をご紹介ください

退会される会員さんから「法人会の活動に参加したことがない」等の声をお聞きます。

当会では、税務当局と連携して税に関する研修会や会員ゴルフ大会などの会員交流事業を実施しておりますが、なかなか全会員さんに周知できていないのが実情です。

その反省を踏まえ今後は往復はがきを活用して、各事業を会員さんにお知らせしたいと思います。

公益社団法人として公益事業（税制改正提言、税知識の普及、納税意識の高揚、社会貢献活動、地域企業発展等）と共益事業（会員交流事業）にも今まで以上に積極的に取り組んでまいります。

現在、鳥栖税務署管内には2,029社の法人がありますが、そのうち792社が法人会に加入いただいております。加入率は39%と県内5法人会でも最低の加入率です。

去る5月の定時総会で830会員を目標とした会員増強を承認いただきました。

共益委員会（会員増強運動及び会員交流事業を審議する委員会）では、会員増強の方法を審議し、理事会の承認を得て、10月から12月の3カ月間、会員増強運動を実施することとなりました。

役員・事務局一人一人が1社の勧誘を進めるこ

とを中心に次のとおり目標を立てましたので、ご協力ご支援をお願いいたします。

基山支部	3社	事務局・大同生命
鳥栖支部	15社	
中原支部	2社	14社
北茂安支部	3社	
三根支部	2社	
上峰支部	2社	
吉野ヶ里支部	2社	合計 48社
神埼支部	5社	

福利厚生制度の加入推進

会員企業の皆様に多くご利用いただいている
— あなたの会社と社員の皆様を守る — 制度、
経営者大型保障制度は法人会の会員のための制度です。

生命保険と損害保険のセットによる万一の時の備えや将来の資金準備、重大疾病による経営者不在への対策等、会員企業の様々なニーズにお応えする制度です。

鳥栖法人会の会員企業350社にご利用いただいております。

もっともっと多くの会員企業の皆様にご利用いただきたいと、役員はじめ厚生委員会が中心となって今年も「ご紹介運動」を中心にして次のとおり目標を掲げ、推進しますのでご協力をお願いします。

“ 絆を大切に ”

ビッグハート・ネットワーク（ご紹介と社会貢献活動 = 被災地への復興支援）

支部名	会員数	新規企業	取扱企業(新規+追加)	保険金額(万円)
		目標	目標	目標
鳥栖	377	6	37	172,000
基山	64	1	8	25,000
中原	29	1	4	20,000
北茂安	40	1	5	20,000
三根	33	1	4	20,000
上峰	29	1	3	18,000
吉野ヶ里	58	1	8	25,000
神埼	164	2	18	70,000
計	794	14	87	370,000

※未加入企業をご紹介いただきますと、受託生保（大同生命保険 AIU損害保険 アフラック）の営業社員等が未加入企業に内容を説明説明いたします。

受賞 おめでとうございます

公益財団法人全国法人会総連合会会長表彰

去る6月16日開催の佐賀県法人会定時総会の席上で岩尾慶一県連会長より伝達。

永年の会運営に貢献した功績

大島弘三様 (株)大島組 当会理事)
陣ノ内久昭様 (株)陣内工務店 当会理事)
永原則昭様 (有)魚喜 当会理事)

一般社団法人佐賀県法人会連合会会長表彰

去る6月16日開催の佐賀県法人会定時総会の席上で岩尾慶一会長より表彰。

永年の会運営に貢献した功績

鳥飼善治様 (鳥飼建設(株) 当会理事)
野田初憲様 (有)割烹松屋 〃理事)
田口英信様 (田口電機工業(株)〃常任理事)
重松正紀様 ((公社) 鳥栖法人会専務理事)

公益社団法人鳥栖法人会会長表彰



去る5月25日の定時総会席上で木下武文会長より表彰。

①永年の会運営に貢献した功績

伊東和孝理事 (有)トーワインダストリー)
吉原俊樹理事 (有)大阪屋)

②福利厚生制度の推進功績

基山支部様 (鳥飼善治支部長)
北茂安支部様 (藤永正広支部長)
三根支部様 (野田初憲支部長)
吉野ヶ里支部様 (伊東和孝支部長)
大同生命保険(株)鳥栖営業所
森田賢一様
大石信子様

③社会貢献活動推進功績

橋本健男様 (株)ハシモト保険センター)
藤永正広様 (有)フジショウ)
藤永美喜子様 (有)フジショウ)
牟田彰三様 (有)フジクラ)
三橋富士子様 (株)シオン三橋印刷)
鈴木克輔様 (大同生命保険(株)鳥栖営業所)
森田賢一様 (大同生命保険(株)鳥栖営業所)

神埼支部・吉野ヶ里支部合同会議

社会貢献活動・会員増強を審議

神埼支部(永原則昭支部長)と吉野ヶ里支部(伊東和孝支部長)は、去る7月11日、合同で支部会を開催。

支部会では、鳥栖法人会の租税教育活動や税務研修会、経営講演会、会員ゴルフ大会、会員交流懇親会等の事業について事務局より説明を受けた後、各支部の社会貢献活動について、その実施方法などを、また、今後の支部会の開催や会員増強では大目標の830社に向けての両支部の加入目標(神埼5社、吉野ヶ里2社)同時に福利厚生制度の推進も両支部の目標(神埼新規2社 吉野ヶ里1社ほか)を確認し、目標達成に向けて努力することが確認された。

第33回法人会全国大会長崎大会

29年度 税制改正提言採択

来る10月20日、長崎市において開催される全国大会に、当会から3名参加予定。

大会では、平成29年度税制改正提言書が発表されるとともに「地方が生き残るために」と題して長崎総合科学大学のブライアン・バークガフニ教授による記念講演が開催される。

第30回法人会全国青年の集い北海道大会

租税教育活動を研究

9月8日に北海道旭川市で開催された青年の集いに全国から約2000名の青年部会員が参加、当会からは宮原章彦部会長と陣ノ内和見副部会長が出席。集いでは、全国の租税教育のプレゼンテーション(九北連代表で伊万里有田法人会青年部会が発表 準優勝)が行われ、部会長サミットでは「社会保障について考える」及び「租税教育活動への反映」と題して熱心に意見交換が行われた。記念講演では、スキージャンプの葛西紀明氏が「夢は、努力でかなえる」と題して講演。

佐賀県連青年部会ゴルフ大会

県内5法人会青年部会員の交流と親睦を図るため、9月20日、大和不動カントリークラブで開催。5法人会から23名が参加し、自慢の腕を振るうとともに和気あいあいと交流を深めた。

お知らせ

申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

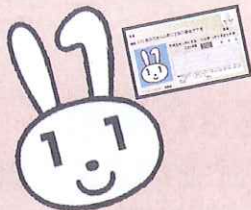
申告手続などには



123...

マイナンバーの記載

+



本人確認書類の 提示又は写しの添付

が必要です

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)
- などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
 - 身体障害者手帳
 - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の

[社会保障・税番号制度<マイナンバー>](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)



をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>



1971

2016

『経営者大型総合保障制度』だからできること

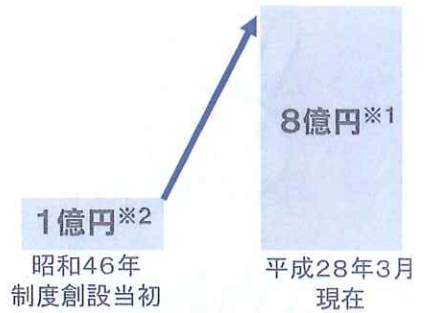
～ “創設から45年の長きにわたるご支持” には、「理由」があります。～

● 経営者の重責にふさわしい保障額を確保

→ 増え続ける経営者の重責に応じ、加入可能保障額を見直し。

現在、最高8億円※1の保障確保が可能です。

<加入可能保障額イメージ※1>



※1: 大同生命 生命保険金額5億円 + AIU 傷害保険金額3億円
加入可能保険金額は、商品・年齢等により異なります。

また、既にご契約いただいている契約内容等によっても異なります。

※2: 大同生命 生命保険金額5,000万円 + AIU 傷害保険金額5,000万円

● さまざまな就業不能リスクに対応した各種商品をご用意

→ 経営者に万一のことがあった場合だけでなく、経営者のさまざまな就業不能リスクへのそなえを確保いただくことが可能です。

<就業不能リスクと対応商品のイメージ図>

事故	Tタイプ (注)		
病気 (三大疾病以外)			
病気 (三大疾病)	Jタイプ (軽度のがん・急性心筋梗塞など)	(末期がん・脳卒中など)	定期保険 R・Lタイプなど
身体の状態	入院後の療養・リハビリ	身体障がい状態	死亡
就業の状態	中長期的な離職	リタイア	死亡による離職
必要資金	事業継続資金	事業継続資金・生存退職金	事業承継資金

Jタイプ

経営者が『中長期的に経営に携われなくなる重大疾病「がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中」による約款所定の状態』を保障します。

※「がんの給付責任開始の日」は、「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日です。

Tタイプ

病気・事故の原因を問わず、『リタイアの可能性が高い重度の身体障がい状態』を保障します。※1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合、就業障がい保険金を支払います。

◎上記は、事故や病気による経営者の就業不能時の必要資金準備に適した当社商品を表すものであり、実際のリスクの大きさや支払事由の発生率などを精緻に表すものではありません。各商品の支払事由は、「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」をご覧ください。

(注)Tタイプは不慮の事故によって、その事故の日から180日以内に死亡された場合も保障します。

◎上記商品の正式名称は以下のとおりです。

・Jタイプ:「無配当重大疾病保障保険」・Tタイプ:「無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)」(※災害死亡保障特則を適用、特則を解約することはできません。)・Rタイプ:「無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)」・Lタイプ:「無配当歳満期定期保険」

◎この資料は、平成28年3月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎AIUの傷害保険の補償内容の詳細につきましては「総合型」各パンフレットをご覧ください。

●お届けしたのは

DAIDO 大同生命保険株式会社

本社(大阪)〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
(東京)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
<http://www.daido-life.co.jp/>

佐賀支社 鳥栖営業所
〒841-0051 鳥栖市元町1246-6
TEL 0942-82-8238

E-27-1353-S(業) (平成28年3月15日)

税知識の向上を図る鳥栖法人会

自主点検チェックシートの活用を

国税庁も後援

企業を成長させるためには、内部統制及び経理能力の水準を向上させることが重要な要素です。

経営者がこの「自主点検チェックシート」を活用することを通じて、内部統制及び経理能力の水準を向上させ、自社の成長をめざし、ひいては税務リスクの軽減にもつながります。

主なチェック項目は次のとおりです。

「自社で使用する領収書等は定型化され、担当者の責任の下に保管されていますか?」

「手許現金と帳簿の残高は一致していますか?」

「補助簿（売掛金一覧表）と得意先に対する請求座残高は一致していますか?」

「実地棚卸は定期的に行われていますか?」

「支払手形記入帳と手形発行控とを定期的に照合していますか?」

「役員報酬は、株主総会の決議に基づいて、適切な時期に支給されていますか?」

「交際費は、参加人員、相手先、支出内容が明らかにされていますか?」

「消費税は、課税売上げ、非課税売上げ、不課税取引、免税売上げの区分は明らかにされていますか?」

等合計83のチェック項目が準備されています。

担当者は、点検した結果を点検欄に「○」、「×」で記入し、「×」の項目について、その内容等を「点検結果記入票」に記入して代表者に報告。代表者は、「点検結果記入表」の点検結果から改善方針を策定し、今後の改善につなげていきます。

この自主点検チェックシートは、国税庁も後援しており、ご希望の会員企業は事務局までご連絡ください。また、「鳥栖法人会のホームページ」からも入手できますので、是非ご活用ください。

鳥栖法人会 電話0942-82-5400

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/tosu/>

無料で いつでも 何回でも
社内研修にも活用できる
インターネットでセミナー受講
鳥栖法人会のホームページから受講できます

忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適。映像と音声による本格的なセミナーですので、社内研修や自己研鑽にも活用できます。

現在、アクセス数は1000回を超え、会員企業の皆さんにご利用いただいております。インターネットセミナーは、次の手順で見ることができます。

鳥栖法人会のホームページを開く ⇒ 左下のインターネットセミナーをクリック ⇒ ログイン (ID hj3503 PW 5400) ⇒ 研修項目選定 ⇒ 受講

なかなか難しい ビールの味比べ

フリーランスライター 藤木 順平

ビールの大瓶とビアガーデンなどで使われる大ジョッキに注がれたビール、どちらの量が多いか?答えは「ぴったり同じ」らしい。でも、瓶ビールと生ビールでは味が違うといわれる。

筆者は以前、勤めていた所でビールの官能検査（艶かしい響きはあるが、残念!人間の感覚で製品の品質を判定する検査のこと）に引っ張り出されたことがある。5種類のビールを味わい、製品を選別するのである。結果はどうか。全部間違えてしまった。

自信があっただけにショックだった。

その後、企業広報のグループによるビール会社の見学ツアーに参加した。いろいろ説明を受けたあと、

案内してくれた人に「目隠しをして飲んで、どこの会社のビールかわかりますか?」と尋ねた。その人は、多少のサービスを込めたのか「会社からわかるようにいわれているけど、難しいですよ」といつてくれた。

ほらね? プロの人でもこうなんだって!

見学の最後にお待ちかね、ビール飲み放題の懇親会が行われた。酒好きを自認する参加者40数人ほどが、グビグビやり始めた。

1時間後、ビール会社の広報の人がこういった「まだ貯蔵タンク（高さ20 m）にあるビールの2リも減っていませんよ」と。

酒豪たちの赤い顔が青ざめた……。



ご案内

税務を中心に各種研修会及び会員交流事業等を下記のとおり計画していますので、奮ってご参加ください。

1 決算事務説明会

全法連制作「わかりやすい会社の決算・申告の実務」を教材に鳥栖税務署法人担当官を講師に開催。

期 日	対 象 社	時 間	場 所
12月 6日 (火)	10～12月決算社	14:00～16:00	鳥栖商工会館
2月 7日 (火)	1～3月決算社	14:00～16:00	鳥栖商工会館

2 新設法人説明会

全法連制作「新設法人のための会社の税金ガイドブック」を教材に鳥栖税務署法人担当官を講師に開催。

期 日	時 間	場 所
11月29日 (火)	14:00～16:00	鳥栖税務署

3 税務署長による税務・税制研修会

期 日	時 間	場 所	講 師
12月 7日 (水)	16:00～17:00	ホテルビアントス	高橋佳代子署長

研修会終了後、情報交換を兼ねて交流懇談会を開催予定。(参加費 3,000円)

4 第9回 タックス・フェア(税金展)の開催

期 日	時 間	場 所	内 容
11月12日 (土)	13:00～16:30	フレスポ鳥栖	税金相談 税金クイズ等

5 第18回 会員親睦ゴルフ大会

期 日	会 場	参加費・プレー費	定 員	締 切
11月 1日 (火) 8時35分スタート	佐賀カントリー 倶楽部	(参加) 2,500円 (プレ) 11,300円	100名	10月14日

6 会員企業視察研修会

今年も会員企業の視察と交流を図るため実施。

期 日	時 間	場 所
1月 中旬	10:30～16:30	会員企業2社 昼食時に交流会

新規会員紹介

事業所名	代表者名	住 所	業 種	電 話
(有)みのり	實松新一郎	神崎市千代田町姉 391-1	障害福祉サービス 事業	0952 44-3611
(株)英智進学会	安東稔隆	神崎市神埼町 田道ケ里2892-1	教育	0952 52-7859
(株)GDM	峰松昌和	神崎市脊振町鹿路 1060	建設業	0952 59-2015
(株)ティーオーエムオー ぶらざTOBU事業部	友枝裕次	鳥栖市元町 1177-16	タウン情報誌発行 事業	0942 81-4681

ご入会ありがとうございました。